

沖縄県からの誘客プロモーション等業務委託仕様書

この仕様書は、沖縄県からの誘客を目的として設立した、一般社団法人長野・沖縄交流促進機構との連携事業や、沖縄県で開催する商談会、効果的なプロモーションや交流が図れることに必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

沖縄県からの誘客プロモーション等委託業務

2 業務目的

沖縄県との交流や相互送客に向けて様々な事業を一括して委託することにより、令和6年度に開催を予定している商談会を円滑に進め、県内の旅行市場の活性化を図り、長期滞在及びリピーター獲得を促進し、県内全域に経済効果を波及させる。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 本業務の内容

- (1) 一般社団法人長野・沖縄交流促進機構に関する業務
 - ア 一般社団法人長野・沖縄交流促進機構を介した行事に関する業務
 - イ 長野県内での付随した行事に関する業務
 - ウ 沖縄県内での付随した行事に関する業務
- (2) 沖縄県での商談会・教育旅行説明会に関する業務
 - ア 商談会・教育旅行説明会の会場確保
 - イ 当日の運営
 - ・商談会に参加されたバイヤーへのお土産・信州お土産抽選会等の対応
 - ・商談会場でのドリンクの手配
 - ・商談会場で掲出する長野県のポスターの手配
- (3) その他
上記の(1)から(2)までに関連がある業務

5 委託料

長野・沖縄交流促進機構へのコンサル費	3,000,000円
商談会・教育旅行説明会に関する経費	1,081,000円以内
合計	4,081,000円以内

6 成果物

- (1) 提出書類（A4判任意様式）
実施報告書（事業の様子の写真添付）・経費明細書（領収書等の添付）
- (2) 提出期限
令和7年3月14日（金）
- (3) 提出先
一般社団法人長野県観光機構パブリック事業1部

7 その他留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、委託者と受託者が相互の協力体制で行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議する。
- (3) 本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて仕様するものを除き、長野県観光機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (8) 本事業の内容及び調査の遂行上知り得た秘密事項は、長野県観光機構の承認を得ないで他に漏らしたり、その他の目的に利用したりしてはならない。